午前九時〇〇分開議

○議長(髙野正君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議 を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告(美浜町税条例等の一部を改正する条例) についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 報告第1号 専決処分事項の報告(美浜町税条例等の一部を改正する条例)につきまして細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、平成30年度税制改正において改正されました個人所得課税の見直 しによる給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替、町たばこ税の税率の段階 的な引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し、固定資産税の土地に係る負担調整措置 の延長等が主な内容であります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

なお、詳細は、お手元の新旧対照表をご参照いただきたいと存じます。

以下、美浜町税条例等の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

1ページ後段の第24条、2ページ中段の第34条の2、第34条の6及び15ページの附則第5条は、個人所得課税の見直しについての規定で、給与所得控除と公的年金等控除が100千円引き下げられると同時に、基礎控除が100千円増額となり、現行の控除額330千円から430千円に引き上げられます。

また、人的控除の見直しに伴う所要の措置として、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を現行の380千円以下から480千円以下への引き上げや、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件の100千円引き上げ及び障害者、未成年者及び寡婦に対する個人住民税の前年の合計所得金額要件を現行の1,250千円以下から1,350千円以下に引き上げとなります。その他、均等割、所得割の非課税基準も100千円引き上げとなります。この規定は、平成33年度分以降の個人住民税に適用されます。

10ページの第92条から第93条の2は、喫煙用の製造たばこの区分を新たに創設し、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いについて、製造たばことみなす規定の整備です。第94条、第95条、22ページからの改正条例第1条から第5条の規定は、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる規定の整備で、現行で1,000本につき5,262円のたばこ税を、平成33年10月1日からは1,000本につき6,552円まで引き上げる改正と、加熱式たばこの課税について、加熱式たばこは紙巻きたばこと

比べて税負担が低いことや、加熱式たばこ間でも税負担が大きく異なるといった課税の公 平性の観点から、加熱式たばこのたばこ税を5年間かけて段階的に引き上げを行うもので す。

19ページから22ページの附則第11条から附則第15条の規定は、固定資産税の土地に係る負担調整措置の規定でございまして、平成30年度の固定資産の評価替えに伴いまして、現在実施しております土地に係る固定資産税の負担調整措置について、特例措置が平成29年度となっておりましたのを平成32年度までの3年間延長することとなったことによる改正です。

その他、関係法令の改正に伴う項ずれ、号ずれ等の規定の整備、文言の訂正等となって ございます。

この改正は、平成30年4月1日から施行となります。また、税率の変更等、それぞれ の年月日において施行されることになっております。

以上が改正の概要でございます。やむなく専決処分いたしましたので、地方自治法第 179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** 10番、中西です。

えらい、非常に、読んでみたんですけれども、今、要約して副町長がご説明いただいたんで、わかったようなあれなんですけれども、結局は、個人所得課税がこういういろいろな数字で、確認ですけれども、所得の低い人がある程度有利になったと考えてよろしいんでしょうか。

それから、たばこ税については、今まで課税率が低かった加熱式たばことか、それから、嗅ぎたばこ、においたばこか何か、そういうのも出てくるんですけれども、そういうものに対しても、今までの紙たばこや葉巻の税率が高かったので、それを今、最近出てきているそういう新しいたばこについて税率を5年間かけて上げていくと、このような理解でよろしいんでしょうか。

- 〇議長(高野正君) 税務課長。
- ○税務課長(谷輪亮文君) 中西議員にお答えいたします。

個人所得課税の見直しでございますけれども、低所得者に有利かということなんですけれども、基本的に非課税限度額が上がりましたので、低所得者には有利になってございます。

ただ、全体としましては増税になるということなんです。というのは、10,000千 超の年金をもらっている方とか、24,000千円以上の給与所得がある人については少 し増税になると思うんですけれども、美浜町全体で考えましたら、かなりやっぱり減税に なる見込みでございます。

あと、たばこ税についてですけれども、加熱式たばこ、いわゆるアイコスとかプルー

ム・テックとかがあるんですけれども、これが今、非常に税率が低いわけなんです。それ を普通の紙巻きたばこの税率まで合わそうというふうな改正でございます。

それと、嗅ぎとかかみとかというたばこが条例にあるんですけれども、かみたばこ、嗅ぎたばこという、基本的に日本国内では余り見たことはないんですけれども、一応そういう分類のたばこはありますので載せていますけれども、そのたばこについては別に増税するということじゃないです。紙巻きたばこを3年間で3回に分けて増税するんですけれども、ただ、ことしの10月と来年の10月には増税ございません、消費税が上がりますので。次、32年、33年の10月1日で今の水準、1箱当たり50円ぐらい上がるんかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(高野正君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告(美 浜町税条例等の一部を改正する条例)については、承認することに決定しました。

日程第2 報告第2号 専決処分事項の報告(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 報告第2号 専決処分事項の報告(美浜町国民健康保険税条例 の一部を改正する条例)につきまして細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引き上げ及び低所 得者の負担の軽減を行うものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正理由は、国民健康保険税の賦課限度額は平成28年度税制改正において引き上げられ、平成29年度は据え置きとなっていたところでありますが、平成30年度は平成29年度と比べて限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであることから、高所得者への負担の公平の確保と低所得者に対する軽減措置の拡充を行うものです。

なお、お手元の新旧対照表をご参照いただきたいと存じます。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿って説明申 し上げます。 第2条第2項は、高所得者の基礎課税額に係る課税限度額を40千円増額するものであります。

第23条第2号は、5割軽減の対象となっている世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の270千円から275千円に改正し、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行490千円から500千円に改正し、中間所得者層の保険税の軽減を拡充するものであります。

最後に、附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、平成30年4月1日 から施行するものでございます。

第2項では、改正後の条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上が、改正の概要でございます。やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法 第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。10番、中西議員。
- ○10番(中西満寿美君) 10番、中西です。

高所得者の、540千から580千に引き上げられたことによって、本町ではどのくらい該当する世帯がありますかということと、あと2つ、軽減措置の拡充で、5割軽減の人が、この拡充によって受けられる人というのがどれぐらいあるか。それから、2割軽減の人、10千円上がったことによって該当する人はどのくらいかということをちょっと教えてください。

- 〇議長(髙野正君) 税務課長。
- **〇税務課長(谷輪亮文君)** 中西議員にお答えいたします。

現在、試算の段階でございますが、限度額超過世帯が19世帯になる見込みでございます。軽減対象世帯でございますが、5割軽減が197世帯、2割軽減が154世帯の予定でございます。

以上でございます。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 素人の質問なんですけれども、昔、国民健康保険、松下幸之助さんが生きているとき、わしも220千、30千やという話を聞いたことがあるんですけれども、それからしたら随分上がったなと思うんです。

そこですけれども、税率が上がって専決処分した、3月の時点で予算を組んでいた。当然、専決処分して上がってきたら、国民健康保険の補正予算というのも出てきてもええと、素人ながら考えるんやけれども、今回出ていないというのはどういうような理解の仕方をしたらええねん。ちょっとそれ、ご説明お願いします。

- 〇議長(髙野正君) 税務課長。
- ○税務課長(谷輪亮文君) 田渕議員にお答えいたします。

今回、税率が上がっての専決ではございません。制度改正ですので、限度額と軽減判定 所得が上がったということでございます。税率については、議案のほうで提出してござい ます。

以上でございます。

- 〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 当然、そこが決まったら、こんな同じ、この6月議会に国民健康 保険の補正が出てきて、こうなりますよというのが出てきていいんじゃないんですかとい うことを聞いているんです、今のこの質問に付随する話なんですけれども。

だから、この条例の改正やというのはよくわかります。しかし、当然、補正もセットになって出てくるんじゃないんですか。国民健康保険の補正がないんで、ここで聞かな聞くところないと思うて聞いているんです。

- 〇議長(高野正君) 税務課長。
- ○税務課長(谷輪亮文君) 田渕議員にお答えいたします。

今回の法改正のほうの軽減判定所得と限度額改正につきましては、そういう大きな金額の補正を伴うものではございません。まだ、所得も確定していない段階で、どれだけ限度額が出るかというのがわかっていない段階ですので、補正する必要がないということでございます。

以上でございます。

- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- 〇議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告(美 浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)については、承認することに決定しまし た。

日程第3 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告(美浜町一般会計) についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告(美浜町一般会計) につきまして細部説明を申し上げます。

3月議会の補正予算におきまして、お認めいただきました6件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

1件目の総務費、総務管理費につきましては、地方創生推進交付金事業でございます。 繰越額は54,130千円で、その財源につきましては、国県支出金27,065千円、 地方債1,500千円、一般財源25,565千円でございます。

2件目の農林水産業費、農業費につきましては、農地耕作条件改善事業でございます。 繰越額は629,480円で、その財源につきましては、国県支出金377千円、その他 127千円、一般財源125,480円でございます。

3件目の農林水産業費、水産業費につきましては、日高港西川地区漁船係留施設整備事業でございます。繰越額は89,037,557円で、その財源につきましては、国県支出金87,947千円、地方債1,000千円、一般財源90,557円でございます。

4件目の土木費、道路橋梁費につきましては、町道吉原上田井線整備事業でございます。 繰越額は1億13,647千円で、その財源につきましては、国県支出金65,206千 円、地方債38,300千円、一般財源10,141千円でございます。

5件目、消防費につきましては、田井畑地区津波避難施設実施設計業務でございます。 繰越額は10,844千円で、地方債7,400千円、一般財源3,444千円でございます。

6件目、消防費につきましては、三尾場外離着陸場整備事業でございます。繰越額は30,370千円で、地方債30,300千円、一般財源70千円でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 一般質問も含めてちょっと確かめさせてもらいます。

繰越明許というのは、それなりの理由がなけりゃできない。この地方創生交付金というのも、よう考えてみたら最初から繰り越すのを覚悟、ことしから、もう最初のうちに、29年度でやる気はないと言うたらおかしいけれども、そういうふうに見える部分もあるんです。

何を言いたいかと申しますと、37億そこそこの予算の町で3億も繰越明許するというのは、ちょっとおかしいん違うんかなという、一言、地方創生交付金事業というのが、これだけの繰越明許があるというのは、いや、当初からじゃなしに、こういう理由によって繰り越されたんですよという、そこの説明を1点お願いします。

それで、一般質問のところでも聞かせてもらったんで、田井畑地区の何で、ちょっと 2 点だけお願いします。

課長の一般質問のときのご説明では、いや、我々の記録にある完成予想図、あれはメーカーが描いたんで、決して築山ということで決まっていたわけじゃないんですよというご答弁でした。しかし、後で、家へ帰って見てみますと、いわゆる町長がよく、この計画にのっとってやっていますという、南海トラフ巨大地震、津波に関する整備計画という、その表を見てみたら、この中には築山で出ています。この計画で築山に出てきたやつがタワーに変わった。これはメーカーの思いつきじゃないですよね。メーカーの思いつきなら、

この計画書に築山で出てくるわけないんで、それがいつごろ変わったか。

それから、私は固定観念のように、寄附いただいたあそこにタワーが建つもの、築山が建つものという、思い込んでいたんですけれども、あんなことがあったらいろいろ意見を言うてくれる人がおられまして、いや、まだ場所がはっきり、要するに、川を渡ったらすぐそこにあるんやと。もっと逃げやすい、本当に田井畑地区の人が逃げやすい場所言うたら、そこじゃなしにここやないかと、そういう方向で、場所がどうやらまだ決定していない、定まっていないというような話も聞いたんですけれども、この2点なり、最初の1点について、ちょっとご説明お願いします。

〇議長(高野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 田渕議員にお答えいたします。

後段のほうということで、私のほうからご説明したいなと思います。

まずもって、3月の定例会でございました。その中で、平成29年度の一般会計の補正 予算ということで、提案理由説明並びに細部説明ということでご説明もさせていただきま した。そのときなんですけれども、この田井畑に関しましたらば、事業実施の可否も含め た中で、再検討するために繰り越しというような形の中で、私、議場でお認めいただいた ということで思ってございます。

その中で、議員のほうからのいろんな質問の中でもそうだったんですけれども、そして、 最終的というか、私の答弁の中なんですけれども、その中では、この繰り越しに関しまし たらば、高台、また、もしくは避難タワーというふうな感覚があったんですけれども、最 終的にはその方向で、田井畑に関しましたらば、避難施設を繰り越しして平成30年度で 実施設計を行っていきたいと、このようにご答弁をさせていただいたということでござい まして、今後もそうなんですけれども、その方向で平成30年度ということで取り組んで まいりたいなと、このように思ってございます。

それと、田井畑の計画書等々の中では高台ということで、私自身も本当に初めは認識もしてございました。ただ、いろんな形で田井畑の、高台ですよ、今、田渕議員がおっしゃるとおり。ただし、工法的ということを、私自身ちょっと素人というところもあるかもわからないですけれども、やはり再度検討した中でいえば、あそこの大川橋の付近の、寄附していただいたところに関しましたらば、限られたスペースの中で検討した中でいえば、やはり高台は無理であると、そんなような形で結論に達しましたので、今のところはここに、大川橋付近で高台ということは考えてはございません。

以上です。

〇議長(高野正君) 防災企画課長。

〇防災企画課長(大星好史君) お答えします。

まず、地方創生の繰り越しでございますけれども、推進交付金のほうの繰り越しでございまして、吉原、三尾ともに繰り越しさせていただいております。この推進交付金につきましては、非常勤職員の雇用など補助金の部分と、委託料の部分とがございます。三尾に

ついては補助金の部分でございます。

補助金の部分で主なものといたしまして、非常勤職員の雇用の費用であったり、講演会の講師料であったり、会議のサポートであったりというところでございます。

それと、開業準備費用というのがございます。開業準備費用につきましては、施設の完成が3月いっぱいでしたので、開業準備ができなかったということで繰り越しさせていただいております。

それと、非常勤職員の雇用の部分でございますけれども、そこらにつきましては、これもたしか6月の補正だったと思うんですけれども、そこで補正させてもらいましたので、その部分の、職員の雇用の部分が使い切れなかったので、繰り越しさせていただいたということでございます。

次に、田井畑は、避難施設の場所ということでございますけれども、先日の一般質問の田渕議員の質問の中で、私のちょっと説明が不足していたのかなと思うところもございます。それで、2月に全員協議会の中で大川橋の耐震の結果が出て、計画を再検討させていただくということを説明させていただきました。

その中で、即座に地区のほうへ説明に行かせていただいたんですけれども、なかなか厳 しい意見もやはりいただきました。その中で、町長、副町長にも相談して、これはなかな かちょっと難しいというふうな判断に至りまして、繰り越しさせていただいたところでご ざいます。

場所につきましても、町有地というようなことで進んでおるんですけれども、そこにつきましては、やはり田井畑区の意見、それと、その中では、やはり川のほうへ逃げていくのがというようなところもございます。なので、別のところという、実際には今のコミュニティセンターの横へ増設というふうな意見も出てございますので、そこらも含めて進めていきたいなというふうに考えております。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

○9番(田渕勝平君) 一番最初に町長がお答えくださった、これこれしかじか、こう説明しましたということからいうたら、ああ、そうだったんかなという、聞きながら思うているんで、それでまた、課長が言われるように説明不足だったという、こっちも思い込みがあり、入れ違いになってしまうということもあるんで、それはそれとしてなんですけれども、町長が言われたことについては、一通り我々も理解しておったつもりでございます。ですから、わざわざ町長にそこまで説明していただかなくても理解はしております。

ただ、言いたいのは、結局、そこの場所に変わったとか、この間の一般質問のときにも話しさせてもらいましたように、それも含めて検討しますというような、繰越明許というのがあり得るんかなと、基本的に。要するに、これこれしかじか、こういう理由によってこの契約にしますけれども、当年度中にできなんだんで次の年に繰越明許します、この繰越明許が、あとほとんど作業しか残っていないような形でなければ、繰越明許はできへんのやないかなと、まず、それが1点。

それと、いま一つ、場所が変わって、これこれしかじか、タワーに変わった、そこら辺、 それこそうちとこには議長も、特別委員会もつくっているはずやのに、そこら辺、課長な り町長が、ちゃんと議長なり特別委員長に説明はしていましたよと、説明していたけれど も、我々下々の議員にそういう情報が入ってこんのだったら、議長や委員長の不信任案で も考えないかんな、そんな話を思いながら聞いているんですけれども。そこら辺のコミュ ニケーションというのはきちんと何でとれんのかなというのが、私、非常に不思議に思う んです。

それと、このことについてきちんと議会へ連絡が、そこら辺のやりとりは説明してたんか。ただ、議長や特別委員長が怠けていたんで、我々のところにその情報が流れてこなんだんか、そこのところひとつ、後々のこともございますので明確にしてください。

それと、地方創生のこの交付金の話ですけれども、繰越明許費というのと、連続して使う継続費、今の説明を聞いていたら、交付金をいただくというか、補助金をいただくという過程の中で、いろいろなテクニックもあるんでそこまでは追及しませんけれども、今の課長の説明だと、それは継続費じゃないんですか。繰越明許じゃなしに継続費として最初から扱っていくのが適切なように聞こえるんですけれども、その点についてご意見はいかがですか。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君**) お答えします。

幾つかありましたので、ちょっと抜けていたましたらご容赦願います。

まず、田井畑津波避難施設の繰り越しの件でございますけれども、この件につきましては、当然というか、実施設計を行うつもりで進めておりました。大川橋の耐震等、意見、判断も出て、その中で高台もできたというのもございまして、一度地元へおろしていくというようなことで、この説明の中で、3月の時点で、時間もないので繰り越しさしてもろたというようなところでございます。

それと、タワーの場所、候補、あと、タワーということでございますけれども、これも 今現在、場所につきましては、まだ地区との話の途中でございます。なので、議長もしく は委員長にこういうふうな説明をしたというところはございません。まだ地区との、現在 でも話の中でいろいろなアイデアをいただいて、こちらも話を聞いているような状況でご ざいます。

それと、地方創生につきましての繰り越しにつきましてでございますけれども、なかなか立ち上がりで継続というのではなしに、初年度の計画で申請書の中へ出させてもらっている事業が全てできなかったというようなところの繰り越しということになります。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 今の話がどうも私は理解できんですけれども。というのは、地区 との話がまだ決まっていないんで、議長にも委員長にも報告していません。決まって報告

するんだったら、それを議会としてみたら、是か非か、反対か賛成かしかないんですよね。 やっぱり車の両輪と、都合のええときに車の両輪と言うけれども、そんなときは決まって いないさかい言わんと、これは詭弁に聞こえるんですけれども。今こういうところでもめ ているんですけれども、本来でしたら、おとといも話しさせてもろたように、本来でした ら、きちんと繰越明許できるような状態にないんで、減額して改めて補正を組みますと、 新年度の予算としてもう一回取り組みますと、この形が本来の姿やと思うんです。

でも、一旦繰り越していうて、結局、いろんな大切な仕事がたくさんあったんで、地元の話し合いができなかったんで、繰越明許やらで、全員協議会でこれこれしかじかという話をして、行ってみたら厳しい意見があった。まだ3月になってないんですよね。それで、厳しい意見は変えた後で繰越明許する。それだと、理論的に物すごく矛盾したというか、その場しのぎにしか聞こえないんですけれども。

それで、決まっていなかったと言いますけれども、築山をタワーに変更したというような、これこれしかじかこういうのでと、今初めて聞かせてもらいました。あそこの場所なら限定されるから築山はできんというのも、それは専門的な意見かどうかはわかりませんけれども、そういう話、だから、ここに来ました、そこら辺も2月の全員協議会の場で、2月でしたか、1月でしたか、そこの中でできるはずですし、そこら辺が田井畑の地区のほうへ行って、こういう反応があるんだったら、また2月なり3月の時点で全員協議会なり、行政報告で、2月の全員協議会ではこう説明しましたけれども、実際はこうなっておりますときちんと説明してあったら、そんなに議員も頭かたいばかりじゃなしに、それはいろいろあるのやから、繰越明許も黙っていようかという話にはなりますけどね。

そこら辺の報告が何もないんで、突然話が変わって、それじゃおかしいんやないかと、 そんなことじゃ、正常な行政運営できるかどうかわからんと言うんで、こっちが疑問に思 うことをこうやって出しているんで、きちんと説明できてあったら、そんなことに関して そんなに目くじら立ててどうこうというようなことはするつもりはないんですけれども、 それから考えたら、今言うている話は全然おかしな話。

改めて整理しますけれども、じゃ、築山がタワーに変わったという話は、議長なり特別 委員長には報告できていたんですか。場所がどう変わったということについては、繰越明 許の時点では、地区へ回っていって、それから、議長なり特別委員長には報告できていた んですか。その必要性は感じなかったんですか。その1点、もう一度お尋ねします。

〇議長(高野正君) しばらく休憩します。

午前九時四〇分休憩

午前九時五〇分再開

- **〇議長(高野正君)** 再開します。防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えします。

工法の件の説明でございますけれども、先ほどの説明もさせていただきましたけれども、

議長、委員長にはまだ報告なりというのはしておりません。 以上です。

- O議長(**高野正君**) 5番、龍神委員。
- ○5番(龍神初美君) 私、先ほどから田渕議員と課長のお話を聞いていてちょっと思ったんですけれども、繰越明許費というたら、やっぱりことしじゅうのというか、30年度中に使うために繰越明許はしたんやなと、私は理解しているんですけれども、それだったら、先ほど課長がおっしゃっていたように、田井畑に説明に行ったところ、場所もまだあそこかどうかははっきりしていないし、田井畑のほうの意見を聞いたら、田井畑のコミュニティセンターに増設という意見もあるということで。

まだ増設ということもはっきりしていないと仮にしたら、もしこの場所がいいなというて、田んぼとか空き地とかに決まったとしたら、そこをやっぱり買い取るというのかしていかなければそこに建てられないということだったら、なかなかあと9カ月で土地所有まで、もし、いく場合になったときに、この繰越明許ではちょっと難しいんじゃないかなと私は思うんですけれども、その部分はどのようにお考えされておりますか。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えします。

今回の繰り越しの部分につきましては、実施設計、または詳細設計と地質調査ということでございますので、例えば、三尾の緊急離着陸場もそうだったですけれども、設計を行って、後で土地を購入したというようなところもございます。

それで、設計につきましては30年度で完成する見込みとなっております。 以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **○9番(田渕勝平君)** いや、私の一般質問のときに、町長は30年度で詳細設計をして、31年度で建てるとまで言っているんですよ。今、龍神議員に、いや、これは詳細設計だからと、もうほとんど詭弁になってくるというのかな、また、やるとなったら、繰越明許をせないかんような話になってくるんやないんかなと、そんな感じがします。

それで、これは報告ですので、ここでどうこうという決議あるものじゃないんで、一言 だけ言わせてほしいなと思うんです。

我々議員というのは、何か執行部のやっていることの揚げ足を取るというのか、どうも 尻尾をつかまえてやり込めてしまうというような、それは決して議員として目的やない。 何かやり込めてしまうんが目的の議員もいてるんかもわかりませんけれども、少なくとも そういうことを目的に、細かいところをつついているんやないということを、まず理解し てほしい。

今、話を聞いていたら、こっちの目的があって聞いているけれども、そのかわり何やさかいと言うて、ひらりとかわすことを、職員の人はこれが職員の腕やというような、そんなやりとりになってしまうというのは、私としては物すごく不本意で、間違いやと思うん

よ、実際問題。

一般質問のときに、成瀬さんの話、堤防の話をさせてもうたけれども、成瀬さんにも欠点があった。だから、はっきり嫌なところがあるさかい、町長選もしたわけやけれども、でも、あの人というのは、こんな場に来たときに絶対職員を守った、議員におうて。ほで、議員も町長が言うているの、結構理不尽なこと言うているなと思うても、へえと、もうそこから突っ込まなんだ。それで、突っ込まなんだけれども、それは陰で職員に怒っているような話もちょっと聞いたことはないとは言わんけれども、その後、必ず議会が終わっての後で議員にもフォローはあった。

だから、西川の話なんかというやつは、ここの中の議事録だけ見てみたら、あれは何の話ししたんなという結論になってしまうけれども、それをきっかけに、後はずっときちんといっていた。結局、きちんといくんがお互いの目的なんで。今、結局、田井畑のこのことを追及して、ほんで、やり込めてどうこうというのが決して目的やない。でも、ひらりひらりというのか、のらりくらりとやられたら、それさっき言うた、それでどうなったのよ、挙句の果てに、何なら議長の不信任案出そかまで話が出てくる。目的がどんどん変わっていく。

そんなとこ、どうも通じるんかどうか知らんけれども、やり込めてしまうんが目的やないというか、ちょっと話しさしてもらうけれども、今までの経過の中で、随分、太田課長には、当時の下水道課長には苦労させたと思うけれども、下水道料金の統一というのは、やっぱり私が長い間議員をさせてもうた中で、課長には苦労させたけれども、統一できたというのは、僕がやめてしもても、ああ、あのときな、値上げしたら住民はぼろくそに文句を議員に言いに来るけれども、値下げしたさかて一言も褒めてもくれん。でも、褒めてもくれんでも、ええ思い出というんか、議員として、ああ、ええこと、何かの足しになれたなという、やっぱり自信というか喜びがある。課長もやっぱりそのことは、ああ、あのうるさい議員とやってから、こういう目的を達成したなというのは、退職してでも誇りに思うてもほしいと思うし、議員にしてみても職員にしてみても、目的というのはそこにあるので、のらりくらりやられたら、目的というのはほんまに抜けてしまう。

簡単に例を挙げたら、町長に一般質問のときにも話ししたけれども、行政報告会、副町長に相談してと、副町長は4年たっても結論出さんのよ。違うがな、そのときひらりとかわしたというのが本音やろ。ロでごまかしたというのが本音やろ。ほんで、ごまかしたら、また次の何かひらりひらりとかわす、言葉とか理屈ばかり追及せんならん。

ほな、ここで話しして、こんな、議長に言われた、おまえ、勝手なことしゃべんなと思うたあると思うけれども、ほんまに言いたいのは、やっぱり揚げ足を取ってつつくんが目的やないんやて、ここの場がこんなになってもうまいこといくんが、いわゆる思い出になるような議論をやりたいさかいに、私らかてくどう言うているんだけれども、だんだんこうやってやっていたら目的が思うている方向と違う方向へ進んでいってしまうんで、今こんなにくどくど話しさせてもらうけれども、それが一般質問のときでも、議長より、これ

だったら国会議員の国会の予算審議と一緒や。重箱の隅をああじゃのこうじゃの、それを 3回でやれ、40分でやれと、無理な話や。この話も多分そうやと思うんやで。

そうやさかい、そこのところ、議員の気持ちとか、決して突っ込んで揚げ足取っていじめたいとか、ぐうの音も出やんように抑えたいという目的やない。だんだん大星課長でも、顔を合すのもこっちも心苦しなってくるというか、質問の目的から外れてくるんで、そこら辺、心得て今後の活動をしてほしいと思います。これは質問というより、本音を話ししますけれども。

最後に、今、龍神議員も言うてくれたように、本当にほんだら、今、用地買収して31年にできますか。それだったら、いや、してくれたらありがたいし努力も認めます。怠けているとは言いません。でも、そこら辺、普通に考えたら、繰越明許をするんじゃなしに、もっと地区の住民の人とじっくり話しして、それで、設計予算はきちんと30年でやったらええんやと。

しかし、これこれしかじかと、余りそういうことで前のめりになったら、でき上がって、後でいろんなこと、繰り返す、3月議会で、穴掘って埋めるやないけれども、住民というのは必ず穴掘って、公務員は結構なものやとか、穴掘って埋めるわけ、言葉を。そうしたら、自然にだんだん議員もやりにくなってくる、政治もやりにくなってくる、そんなことになると思うんでね。

そこら辺だけ、最後に、本当に31年に完成できますか。もし課長がそうだったら町長 に、ひとつ、町長の腹というんも示してください。

〇議長(高野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 田渕議員にお答えいたします。

私自身は、先ほどからご答弁させていただいたとおり、平成30年度で設計しまして、 そして、31年度建設ということで考えてございます。

それと、田渕議員からは、議会と、そして、執行部等と、車でいうても両輪やないかと、 その両輪がうまいこといっていないやないかとか、また、詭弁とか、のらりくらりとか、 そういった形のご発言等々もございましたが、田渕議員にここで改めてご答弁させていた だきたいなと思うのは、言葉的にまずいところもあろうかもしれませんが、私自身は決し てそういったのらりくらりとか、逃げてとか、そういった形でやっているつもりはござい ませんということを改めてここでご答弁させていただきたいなと、このように思います。

それと、やはり私自身は、これは議員、あれなんですけれども、先ほど、また先般の議会等々もあったかと思うんですけれども、やはり、議員がしょっちゅうというか、よくお話しされる生涯学習というような形の言葉もあろうかと思います。じゃ、私自身は、生涯学習というような言葉なんですけれども、本当に議員からもいろんな形でお話を伺った中で、自分もそれなりに勉強もしてまいりました。そういった形の中でいえば、最終的には、やはり学習ということでいえば、自分のいろんな形の向上高揚とともに、相手を重んじる、相手に対してというような気持ちが生涯学習の究極ではなかろうかなと、このように思っ

てございます。

そういった形でいえば、先般の、言葉で言えば、少し議員にこれは何ですけれども、少し言葉が過ぎるようではなかろうかと、このように思っているところもございます。 以上です。

○議長(高野正君) これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第4 議案第1号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第1号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 につきまして細部説明を申し上げます。

前年中の所得及び固定資産税対象額の把握ができましたので、今年度の国民健康保険税額の試算に当たり、今年度は国保の制度改正により、和歌山県から、国民健康保険事業費納付金を納付する必要な額を算定するための標準保険料率が示され、また、平成39年度までに保険料率を県下で統一することを目指すこととなりましたので、和歌山県が示した標準保険料率を参考に試算を行った結果、現行の税率で試算しますと余剰が生じる見込みとなりましたので、税率を下げる改正をお願いするものでございます。

お手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

第3条、第4条、第5条及び第5条の2につきましては、国民健康保険課税額についての規定でございます。

第3条第1項は所得割額に関する規定で、「100分の8.9」を「100分の7.3」に改めるものでございます。

第4条は資産割で、「100分の44.0」を「100分の18.0」に改めるもので ございます。

第5条は均等割額で、被保険者1人につき32千円を26千円に改めるものでございます。

第5条の2は世帯別平等割額の規定で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では25 千円を21千円に、特定世帯では12,500円を10,500円に、特定継続世帯では、 18,750円を15,750円に改めるものでございます。

第6条、第7条、第7条の2及び第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税額についての規定でございます。

第6条は所得割額に関する規定で、「100分の2.7」を「100分の2.3」に改めるものでございます。

第7条は資産割額に関する規定で、「100分の12.0」を「100分の4.0」に 改めるものでございます。

第7条の2は均等割額で、被保険者1人につき9千円を7,400円に改めるものでご

ざいます。

第7条の3は世帯別平等割額の規定で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では 7,700円を6,300円に、特定世帯では3,850円を3,150円に、特定継続 世帯では5,775円を4,725円に改めるものでございます。

第8条、第9条、第9条の2及び第9条の3につきましては、介護納付金課税被保険者の課税額についての規定でございます。

第8条は所得割額に関する規定で、「100分の2.4」を「100分の2.0」に改めるものでございます。

第9条は資産割額に関する規定で、「100分の10.5」を「100分の4.0」に 改めるものでございます。

第9条の2は均等割額で、被保険者1人につき10,400円を8,800円に改めるものでございます。

第9条の3は世帯別平等割額で、1世帯につき6,300円を5,100円に改めるものでございます。

第23条は低所得世帯の国民健康保険税の減額に関する規定で、第1号は7割軽減世帯について、第2号は5割軽減世帯について、また、第3号は2割軽減世帯についての軽減額の改正でございます。

次に、附則について申し上げます。

第1項は施行期日についてで、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

第2項は適用区分で、改正後の条例は平成30年度分の国民健康保険税から適用し、平成29年度分までは旧条例を適用いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(髙野正君) これから質疑を行います。10番、中西議員。

〇10番(中西満寿美君) 10番です。

まず最初に、平成29年度の美浜町の国保税は、県下で3番目に高かってということを新聞で見まして、高かったんです。そこで、県に統一されたら保険料がどのくらい上がるんかなと心配していたんですけれども、今、細部説明がありましたように、課税率が大きく下がっているので、やれやれというところなんですが、そこで質問ですが、標準家庭で平成29年度の保険税と、今年度の保険税、どのくらい下がっていますかということが1つ目の質問です。

そして、2つ目が、これはこういうふうに、先ほどの説明では、県の標準保険税率を参考にしたら余剰が出るために税を引き下げたということですが、こういうふうに下がった理由、そこがちょっとわかりにくいので、こういうふうに保険税が下がった理由は。2番目に教えてください。

それから、3番目に、資産割が100分の44.0から18.0、同じ資産割の後期支

援金分も100分の12.0から4.0、介護支援金も100分の2.4から2.0と、 資産割が大幅に下がっているんですけれども、これは、先ほども説明ありましたが、平成39年、もう平成と違いますので、来年変わりますので、2027年と西暦で言うといたほうがいいと思います。2027年に保険税の算定方式と税率を県で統一すると、こういう方向が出されていると言われるんですけれども、そこで、今は本町は4方式、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式でやっておりますが、2027年には3方式への統一を目指しているんかどうか、そこの見通し。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議長(髙野正君) 税務課長。
- ○税務課長(谷輪亮文君) 中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、標準世帯でどれくらいという話やと思うんですけれども、標準世帯、今、所得で2,500千円、40代夫婦と未成年の子が2人というふうな標準世帯で、以前は、中西先生が言うたとき、固定資産税50千円というふうな定めにしていたと思うんですけれども、この税率で試算いたしますと、現行の税率では560,700円が年額448,300円、約112千円程度の減額となります。

あと、県の標準保険率を参考にして下がった理由ということなんですけれども、この県が示された標準保険料率は、過去3年間の医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数を考慮して算定されております。当町は、平成27年から29年度にかけましては、税率については据え置いてきましたが、この27年度から29年度にかけての税率と、県から示された標準保険料率を比較した場合、現在の税率でそのまま進めてまいりますとかなり余剰が発生するということが考えられるため、今回税率を引き下げております。

また、次に、資産割を減らしてからということなんですけれども、これは平成39年度には保険料統一を目指すということになっているんですけれども、保険料を統一するということは3方式に変えるというふうに理解しております。

以上でございます。

- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- 〇議長(**高野正君**) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 美浜町吉原公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第2号 美浜町吉原公園設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、都市緑地法等の一部が改正されたことに伴い、美浜町吉原公園設置及び 管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

第3条の2の改正は、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準として、市民緑地が存在する場合については、住民1人当たりの敷地面積の標準から控除することができることになったものでございます。

なお、現時点におきまして、市民緑地は当町にはございません。

第3条の4の改正では、公園施設の建築面積の基準として、地方公共団体などが公園管理者の許可を受けた上で、保育所、認定こども園、学童クラブなどを設置する場合や、公募によって選定された事業者が飲食店などの収益施設を設置する場合については、原則、建蔽率100分の2を緩和し、100分の10を限度とするものでございます。

第3条の5の改正では、公園施設に関する制限として、公園面積に対する運動施設の占める面積割合を100分の50と定めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (举手多数)
- **○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町吉原公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第3号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され

たことに伴い、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正するものでございます。

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないとなっており、支援員該当要件として、第10条第3項第4号では、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改正するものでございます。

この改正によりまして、教職員免許状の有効期間を経過している場合であっても、免許 を有する者であれば該当するものでございます。

第10条第3項第10号では、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、 町長が適当と認めた者も該当要件に追加するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) この放課後児童支援員というものですけれども、新しく第10項ですか、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者というのが加わったわけなんですけれども、結局、本来、教員免許を持っていない人は、放課後児童支援員にはなれないんでしょう、もともと最初から。じゃ、こうしたら、5年以上の放課後の育成事業に従事という、どんなことをしたら、員じゃない、員になるために、事業に従事した者と、どうやって5年間従事するという可能性があるんですか。これは、できたときに、どういうことを言うているのか、その意味でわからなかったんですけれども。ご説明お願いします。
- 〇議長(髙野正君) 教育課長。
- **〇教育課長(太田康之君)** お答えします。

まず、今回の5年以上というような形ができたのが、もともと高校卒業というような形であれば、ちょっと条例でいうと、第10条の第3項第3号に、ちょっと省略します。最後のほうです。2年以上児童福祉事業に従事した者、高校卒業程度を認められた者は、2年以上従事した者という要件の中で、そこで学童のほうでやっておれば対象になっておったと。それが、高校を卒業しないで、もし、中卒であった場合ということであれば、今のこの中では該当要件になかったと。それが5年間従事した場合には、この中学卒も認められるよというような形でこの制度ができたということです。

ただ、その後、資格要件は取るんですけれども、そこから県の研修なりを受けるような 形になるんです。当然、教職員の免許を持っている方、保育所の免許を持っている方、そ れと、何にも持っていない方によっても研修内容が異なってきます。教職員を持っている 方については免除というような制度もできます。ある一定の研修は免除というような形も あります。

今回のこの改正については、中卒者を拾うところというところで追加されたものでございます。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** いや、課長の説明では、わかったようでちょっともう一つわからないけれども、中卒云々ということは、結局、この条例の中には、ほかのところに省略された部分にあるんかもわかりませんけれども、要するに5年間、児童員、免許、取りに行ける、行けんというのはわかるんですよ、許可していただくための。

しかし、5年間どうやって事業に従事、普通の人間がするチャンスはないですよね、このままだったら。具体的に言えば、仮に私が児童支援員になりたいなと今から思うたときに、どういう過程を踏めば具体的になれるんですか。5年以上の従事することができるんですか。そこのところ、ちょっと平易にお願いします。

- 〇議長(髙野正君) 教育課長。
- **〇教育課長(太田康之君)** お答えします。

従事する、支援員にならず、そこの常勤の職員、当然、支援員が各小ごとに2名ずつおります。そこで、補助員という形で、資格は持っていないんですけれども、手助けすると言うたらええんか、非常勤と言うたらいいのか、そういう方がおります。その事業が5年間続いた場合というようなことであります。

以上です。

- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(髙野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 工事委託契約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第4号 工事委託契約の変更につきまして細部説明を申し上げます。

平成29年度における日高港(西川地区)漁船係留施設整備事業につきましては、平成29年6月議会において1億75,000千円で議決をいただき、同日付で和歌山県と協定書を締結の上、委託して建設工事等を進めてきているところであります。

平成29年度からの繰越予算に係る工事が平成30年6月22日をもって完成する予定であり、このことにより平成29年度分の全ての事業費が確定することとなりますので、

和歌山県との間で締結している協定書中の金額を1億66,476,600円に減額変更 し、事業費の精算を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、 議会の議決をお願いするものであります。

補足といたしまして、工事等の概要に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **〇議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第4号 工事委託契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 工事委託契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第5号 工事委託契約の締結につきまして細部説明を申し上げます。

平成30年度においての日高港(西川地区)漁船係留施設整備事業につきましては、昨年度に引き続いての下流側係留施設に係る防波堤等の建設工事を予定しているところでございます。

この整備事業につきましては、和歌山県との間で平成25年4月1日付で締結しています日高港(西川地区)漁船係留施設整備事業に関する覚書に基づき、建設工事及びそれに付随する業務の施工とその費用について、毎年度協定書を締結し、県に委託して実施するものでございます。

工事等の委託に係る協定書の締結に関しましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

委託する金額1億67,000千円につきましては、防波堤の上部コンクリート工や物 揚げ場における鋼矢板の製作、打設工など、全額工事費として予定しているところであり、 その相手方は和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地、和歌山県知事でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(髙野正君) これから質疑を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(髙野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第5号 工事委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は10時45分です。

午前十時二十九分休憩

午前十時四十五分再開

_ • _

〇議長(高野正君) 再開します。

日程第9 議案第6号 平成30年度美浜町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第6号 平成30年度美浜町一般会計補正予算(第1号) につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,785千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億60,636千円とするものでございます。

まず、4ページ、第2表、債務負担行為補正は、小中学校教育用コンピューターシステム保守料の追加でございます。

5ページ、第3表、地方債補正は、地方創生推進交付金ハード事業分が不採択となった ため廃止するものでございます。

では、歳入からご説明いたします。

9ページ、地方交付税、普通交付税16,924千円の追加は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、地方創生推進交付金9,500千円の減額は、吉原公園付近松林内のハード整備事業分が不採択となったことによるものでございます。

国庫委託金、民生費国庫委託金、国民年金事務費委託金108千円の追加は、国民年金のシステム改修費の委託金でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、在宅育児支援事業費補助金4,153千円の追加は和歌山県の事業でございまして、多子世帯への経済的支援事業の補助金でございます。

農林水産業費県補助金、小規模土地改良事業は、和田地区の水路漏水補修費600千円 の追加でございます。

11ページ、町債、総務債、地方創生推進交付金事業8,500千円の減額は、地方創生推進交付金ハード事業分が不採択となったための減額でございます。

次に、歳出でございます。

まず、全般的に、人件費の補正でございますが、昇格を含む4月の人事異動により、各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の増減や、それに伴う特別会計への繰出金の増減がございます。

また、4月から共済組合負担金の利率の変更により、人事異動のない科目でも共済費の 補正がございます。

では、13ページの議会費からでございます。

議会費9,608千円の追加は、人事異動による人件費の追加でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費1,216千円の減額は、人事異動によるものでございます。

地方創生事業費12,500千円の減額は、吉原公園付近松林内のハード整備事業分が 不採択となったことにより、LED照明設置工事、広場整備工事、旧遊具撤去工事、案内 看板設置工事の減額でございます。

15ページ、徴税費、税務総務費15,167千円の追加は、人事異動による人件費の追加でございます。

戸籍住民基本台帳費は、共済組合への負担金22千円の追加でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費447千円の追加は、人事異動によるものでございます。

国民年金費 6 9 5 千円の追加は、人事異動による人件費の追加と、国民年金法等の法律 が改正されたことによるシステム改修費の追加でございます。

17ページ、老人福祉費5,000千円の減額は、人事異動による人件費の追加と介護 保険事務費繰出金の減額でございます。

心身障害者福祉費12千円の追加、地域包括支援センター運営費63千円の追加は、共済組合への負担金の追加でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費、在宅育児支援事業費3,930千円の追加は和歌山県の事業でございまして、多子世帯における経済的負担を軽減するため、子どもを安心して産み育てられるよう、ゼロ歳児を在宅で育てている世帯に対して月額15千円を最大10カ月給付するものでございます。対象は、世帯の町民税所得割額が77,101円未満の第2子、そして、第3子以降の乳児が対象でございます。

この事業につきましては、県から委託を受け、町が給付事務を行うものでございます。

19ページ、児童福祉費、児童措置費17千円の追加は、共済組合への負担金の追加でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費646千円の追加は、人事異動による人件費の追加と若野第2期地区、県営農業基盤整備促進事業の追加による水道会計への出資金の追加でございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費1,381千円の減額、農業総務費1,294千円の減額は、人事異動による人件費の減額でございます。

21ページ、農地費2,450千円の追加は、小規模土地改良事業として和田地区の水 路漏水補修費と、農業集落排水事業特別会計への繰出金の追加でございます。

水産業費、水産業振興費 1 9 千円の追加は、共済組合への負担金の追加と日高港西川地 区漁船係留施設整備では、事業用地に存在する建物の解体工事に関し、全体工程の工期短 縮を図る観点から、和歌山県ではなく当町で実施することになりましたので、その必要額 について委託料から工事請負費への振替を行うものでございます。

土木費、土木管理費、土木総務費2,459千円の減額は、人事異動によるものでございます。

23ページ、道路橋梁費、道路新設改良費12千円の追加は、共済組合への負担金の追加でございます。

都市計画費、下水道費6,581千円の減額は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

教育費、教育総務費、事務局費662千円の追加は、人事異動によるものでございます。 25ページ、小学校費、学校管理費2,518千円の追加、中学校費、学校管理費 1,259千円の追加は、小中学校教育用コンピューターシステム保守料の追加でございます。

こども園費、ひまわりこども園費3,676千円の減額、社会教育費、社会教育総務費916千円の追加は、人事異動によるものでございます。

27ページ、公債費、元金455千円の追加、利子1,006千円の減額は、平成19年度に借り入れした臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより元利償還金が確定したことによるものでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高野正君) これから質疑を行いますが、ページを指定の上、質疑を行ってください。10番、中西議員。

〇10番(中西満寿美君) 10番です。

10ページの民生費の県補助金のところで、在宅育児支援事業補助金というのがありますが、これは先ほどの細部説明で多子世帯への支援というようなご説明でしたが、この前、知事の行政報告会で聞きましたところ、知事は子育て支援を非常にやるんやと、ことしか

らゼロ歳児を在宅で見ている人と、それから、第2子の保育料についてもやるということでしたけれども、そこの副町長の細部説明では、多子世帯ということになりますと、例えば、一人っ子でゼロ歳児だったら、それはあかんのかなとか、そういうことを思ったんですけれども、知事はそういうふうに言わんと、とにかく子育て支援をやるんやということで言われたんで、そこら辺、もう少しご説明をお願いします。

- 〇議長(髙野正君) 住民課長。
- **〇住民課長(中西幸生君)** 中西議員の質問にご説明させていただきます。

在宅の育児についてですけれども、第2子、第3子以降が対象でありまして、それもゼロ歳児でございます。第1子のゼロ歳児は対象にはなっておりません。

以上でございます。

- 〇議長(高野正君) 10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** そしたら、知事が言われた第2子の保育料の補助というのは どうですか。
- 〇議長(髙野正君) 教育課長。
- **〇教育課長(太田康之君)** 今回の補正にはないんですが、もともと第3子は無料ということで進めていました。それと、第2子につきましても、所得制限はありますけれども、所得3,600千だったと思いますけれども、それ以下の収入の方については無料というような制度、県の補助金を使ってそういう制度があります。 以上です。
- 〇議長(高野正君) 10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** そしたら、4,153千円の中に、そういう所得制限があるけれども第2子の保育料の補助、それから、第2子、第3子のゼロ歳児の在宅に月15千円というのは入っているということで、そういう理解でよろしいですか。
- 〇議長(髙野正君) 住民課長。
- **○住民課長(中西幸生君)** 中西議員の質問にお答えします。
- 4, 153千円の中身なんですけれども、その中身については、保育料の無料化は全く そこには含んでおりません。在宅育児支援制度のゼロ歳児に対する給付金になります。 以上でございます。
- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) 歳入のところの10ページの民生費の県補助金というところで、 先ほど説明がありました在宅育児支援事業費補助金4,153千円が出ています。18 ページの民生費の中で、児童福祉総務費のところで、この在宅支援事業費というのが 3,930千、結局、歳入の補助金として4,150千あるのに、使うているほうで 3,930千、言葉のあやを言うようじゃないんですけれども、普通、在宅育児支援事業、 もし県がこれを単独でやるんだったら、事業は切ってくる。それを、事業費の補助金とい う名目でついてきているのに、結局、まだ、むしろ事務費を取ってあるんかなと思うけれ

ども、使うほうが少なくというのか、そこら辺ちょっと矛盾を感じるねんけれども、ご説明をお願いします。

- 〇議長(高野正君) 住民課長。
- **〇住民課長(中西幸生君)** 田渕議員の質問にご説明させていただきます。

歳入と歳出の違いはあるんですが、その違いにつきましては、町が給付事務を行います。 その事務の取り扱いに関しまして、県のほうから人件費等、事務費等をいただいておりま すので、その差額については人件費のほうへ充当する形になります。

以上でございます。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** と思うんです。私が聞きたかったのは、言葉のあやを追及するようじゃないんですけれども、県がこういうことをしなさいという事業費補助金という名前をつけているということは、結局、町はもっと多額のものを、自分のところも負担してやってくださいよと、そのための補助金ですよというので、補助金という言葉がついているん違うんかなと。

その一つに、ほかの場合だったら委託金とか事業とかという、補助金という名前がつかんので、そういうことが県のほうから、県も補助金出しますからおたくの町もやってくださいよという、そういう事業費じゃないんですか。

ただ、事業費の場合やったら、その中に事務費が含まれているんでわかりますけれども、 補助金という言葉がついているということは、自分の町でもちょっと自腹切ってやりなさ いよということではないということなんですか。

- 〇議長(髙野正君) 住民課長。
- **〇住民課長(中西幸生君)** 田渕議員の質問にお答えします。

事業費とはついているんですけれども、そこへプラスアルファして町が改めてお金を足すというわけではございません。あくまでも今回は県の補助金を住民の方々へ給付する形になります。

以上です。

- O議長(**高野正君**) 8番、谷口議員。
- ○8番(谷口徹君) 14ページの工事請負費の不採択、地方創生事業の。それで、先日の委員会で、多分同じような質問があって、同じようにご答弁されたんかもわかりませんけれども、ちょっと、私、体調不良で欠席しておりまして、聞いていなかったんですけれども、12,500千円ですか、マイナス。結構な金額なんじゃないんかなと思うんですけれども、国がやらんと言うたものはいたし方ないんかなと思うんですけれども、このことによって何か、吉原公園のほうだと思うんですけれども、これからの事業展開で12,500千円ないがために、ちょっとマイナスになるような懸念をされているんか、いや、そんなことないんやよ、これはちょっと余計目に見ていただけで、全然問題ないよというレベルなんか、その辺、ちょっと教えていただけたらと思います。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** 谷口議員にお答えします。

当然、最初の計画の部分がございまして、補助金の不採択によって、今回、工事の縮小ということでございます。今、原課といたしましては、建物もできた関係上、駐車場の整備であったり、建物までの照明であったり、歩道であったりという、最小限の部分で工事をやっていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(高野正君) 8番、谷口議員。
- **○8番(谷口徹君)** ほな、それで要は当年度からいろいろ事業を始められると聞いているんですけれども、それに対しての影響というのは、そんなに考えなくてよろしいんですか。それだけちょっと。
- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えします。

全体的な計画に対しての影響というのは、当然、全体的に考えておるので、ないことはないと思いますけれども、整備したところでできるだけイベントをしていただくというふうに考えております。

- 〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 今の予算について、地方創生の関連ですけれども、私、3月議会でこんな質問をさせてもらったことがあると思うんです。えらいゼロがきっちり、切りがいいですねと。

ほかの予算をとるときに、ほかの職員の方というんか、ほかの課では、おおよそ何百何十何万何千円というんか、まだ発注していない時点でこれだけの細かい数字、ようわかるんかなと思うような数字を出してきます、普通は。それでまた、ほかの職員というのは、予算が確実にとれるという確証を得て予算へのせます。少なくとも、確実にとれるという状態ではなかったら、そんなにおいそれとゼロの並んだ数字、はい、これです、これですよと、今までほかの課ではのせてこなんだように思う。

ところが、えらいゼロが並んでいますよ、くどいいうようなことを言うているやつを ぽっとして、はい、あきまへんでしたよと。それだったら、ある程度国へ申請して、もら えるということがわかって、おおよそのめどがついて補正で上げてくるというのが本来の 姿じゃないんですか。全体の事業については、こういうこともしようということは考えて います。今、交渉中ですというようにありますけれども、ぽんと切ってこられるようなも のを一般会計の予算としてのせてきて、また減額しますと、どうも雑に見えるんですけれ ども、そこら辺、どう考えますか。

- 〇議長(髙野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** 田渕議員にお答えいたします。

今回の不採択の部分でございますけれども、当初、申請を国のほうへ上げておりました。 今回、国のほうに不採択の分の理由をある程度お伺いしましたところ、収益を行うハード 以外、つまり、建物に付随するハード、周辺のハードについては全国的にカットしている というふうに伺っておりますので、雑ということではなしに、全国的にそういうふうなこ とでカット、不採択になったというふうに理解しております。

○議長(高野正君) 6番、繁田議員。

○6番(繁田拓治君) この事業ですけれども、ハード部分が不採択になったというんですけれども、これは初めからこういったものを見込んで請求、予算計上しておけなかったものなんですか。

というのは、この地方創生事業の交付金自体、西山統括官がおられたころに出されたと思うんですけれども、そこら辺でかなり無理してもともとは取っておると思うんですよ。 そやから、こういったものについては、後からハード部分、国のほうから不採択ということであったんでしょうけれども、もうちょっと手をつけられなかったんですか。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君**) 繁田議員にお答えします。

すみません、それは一番最初の申請のときに見込んでおらなかったのかということで しょうか。それとも、今回の申請で見込んでおらなかったということでしょうか。

- ○6番(繁田拓治君) いや、前回も含めて。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** はい。前回も含めては、当時の申請には広場の整備等は ございます。ただ、金額的にかなり低額というか、全体的な計画ではなしにの申請でござ いました。その分で足らないということで、今回、今年度の分で申請させていただいたと いうことでございます。その分が不採択になったというところでございます。
- 〇議長(髙野正君) 6番、繁田議員。
- ○6番(繁田拓治君) この創生事業全体、もとを考えてみますと、我々の町が最初に国に要求をして、最初不採択であったと思うんですわ、最初の事業は。それにもかかわらず、隣接市町なんかはそれで終わっておったんだと思うんですけれども、西山氏がおられたおかげでいろんな工作をして、2億30,000千ですか、40,000千ですか、それぐらいの金額が取れたというふうに私は理解しておるんですけれども、そういった類いの、再度要求するとか、陳情するとか、いろいろされておったんですか。
- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えします。

陳情とかというふうなお話ですけれども、その部分については、町長のほうも東京のほうへ、私は同行していませんけれども、行っていただいたこともあったやに記憶しております。

それと、国のほうでそういうふうな、全国的に不採択というところでございますので、 これは事業を採択された金額でやっていくというふうに考えております。

- ○議長(髙野正君) 6番、繁田議員。
- ○6番(繁田拓治君) 何でこんなことを言うかというと、もとの交付金を獲得するに当

たって、いろんなことがあったと思うんです。出したわ、不採択になったわ、また出したわ、うまいこといかなかったとか、そこら辺の国との交渉ですけれども、これは内閣府か何かでやられたんじゃないかな、内閣府の事項であったんじゃないかなと思われるんですけれども、私も前に統括官の人事について、人事のことを、私、一議員が申し上げるのは恐縮だったんですけれども、もう少し残っていただいて、こういったこともあろうと思うから、予算獲得に尽力をしていただいたらどうかということを述べたこともあったんですけれども、結局は不採択になったということは、この地方創生事業自体難しい問題を抱えておると思うんですけれども、要するに、国からお金を取るということは、いろんなパイプというのか、そういったものが必要になってこようと思うんですけれども、そこまでなかなか力が及ばなかったと、結果的に、そういうことなんですか。

〇議長(髙野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 繁田議員にお答えいたします。

先ほど担当課長のほうからもご答弁させていただきましたとおり、今回でございますが、整備というんですか、ハード部分ということをいえば、ほぼということで不採択になっているということで、ご答弁させていただいたとおりでございます。

以上です。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

○9番(田渕勝平君) 今の繁田議員の話に関連してなんですけれども、一番最初に申しましたように、不確定なものをなぜ予算にのせてくるか。結局、広場の整備工事というのが14,000千になる、これが11,000千通っていますけれども、あと3,000千が今回も減額になっている。

何を言いたいのかというと、ほとんどのものが、もうカットですよとなっている。それが課長の説明だったら、国の方針ですよと。しかし、本当に必要な、要するに、吉原公園を当初からこの形で地方創生事業の一環としてやろうとしたら、最初からこれも必要だからのせていっておくべきなんじゃないんですか。ある程度整備して、ここもしたいな、そやから申請しよか、そんな後追いの申請になってしまっているところに問題もあるんじゃないんですか。

そこで、じゃ、この申請はいつ、補助をいただくという申請は何月ごろ出して、要するに、一番最初の当初とは違うんですから、何月ごろ出して、それで、何月ごろにだめですよと言われたんですか。

それで、よそは全部こういうものは切っているんやと簡単に言いますけれども、そこらは我々は美浜町のことだけじゃわからんので、課長の言うことを信じるよりほかないんですけれども、最初からきちんとしていたら、そういうことも一つの事業を達成するためには、いわゆるLED照明の何も必要ですよと最初から企画立ててあったら、こんなことになっていないん違うんかということを言いたいんですけれども、いかがですか。

〇議長(高野正君) 防災企画課長。

○防災企画課長(大星好史君) まず、申請自体後追いではないかというところでございますけれども、議員もご存じのとおり、地方創生の事業につきましては、申請を行いまして、全体的な計画を作成しております。その分につきましては、最初から全体的な計画ができておりませんので、その部分の申請というのは、当時西山さんがおられたときの申請には含まれておりません。その申請で得た補助金によって全体の計画をつくったというようなところでございます。

それと、補助の申請ですけれども、これは、ちょっと細かい資料までは持っておりませんけれども、たしか2月、要望については11月とか12月ごろの話であったと思います。 それに対して、地方創生推進交付金の交付決定が30年4月2日に決定書として送付されております。

以上でございます。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 最後に確かめておきます。

結局、3月の本予算を組む時点では、もうくれるべきものと、べしものと信じて疑わなかったと、そういう状態なんで、当初予算にのせたという、そんな理解、これはちょっと確かめさせてください。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** 議員のおっしゃるとおり、採択されるものと思いまして 予算計上しております。
- 〇議長(髙野正君) 8番、谷口議員。
- **○8番(谷口徹君)** その関連なんですが、ちょっと町長にお伺いしたいんですけれども、 委員会のときにいただいていた資料なんですけれども、町長も多分見られているはずやと 思うんですけれども、これが当初計画です。それで縮小計画。ちょっと色だけで判断する のもいかがなものかとは思うんですけれども、何か当初計画は物すごくにぎにぎしく、活 気あふれるような感じにも、絵に見えるのに対して、この縮小計画というのは、ちょっと 言葉が、議長に怒られるかわかりませんけれども、ちょっとお通夜の晩みたいな感じがす るんですよ。

それで、金額的に12,500千円ですか、マイナスは。12,500千円マイナスが、このにぎにぎしさがちょっと寂しさを感じさせるような絵になっちゃうというのは、どうも12,500千円が高いんか安いんかというのはあれなんですけれども、これは町長の判断で当初計画どおりにできないものなんですか。やっぱりこれから始める事業ですやん。それはもちろん、成功するか失敗するかはわかりませんよ。でも、やるんやと決めて取りかかっているわけでしょう。

僕は当初、この地方創生というのは余り乗り気じゃなかったですけれども、今でも余り乗り気じゃないですけれども、それでも、結局やるんやと決めたんだったら、やっぱり、 国が金くれなんださかい、ほな、事業を縮小します、それは、課長の立場としたらそうせ ざるを得んと思います。よっしゃ、わいのポケットマネーで、あと足らず出したらというようなわけにいきませんから。

課長はそういうご判断はされて当然やと思うんですけれども、やっぱり町長はまた違った判断、ええ、そういうことだったらちょっと、国が出さんのだったら町のほうで何とか予算組みして、新しい総務政策課長もいてはることですから、おまえ、初仕事や、何とか金を捻出せえみたいな、そんなことはできないですか、町長。

〇議長(髙野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 谷口議員にお答えいたします。

温かいバックアップというような形で私は認識いたしました。ありがとうございます。 先ほどから担当課長がご答弁をさせていただきましたとおりということで言いますと、 やはり国のほうに申請もさせていただきました。その中で不採択というような形のご答弁 をさせいただきました。

じゃ、どうするの、先ほど議員もおっしゃるとおり、地方創生はいろんなお考えがあろうかと思うんですけれども、私はこの地方創生ということで頑張って、それこそ元気な地域づくり、まちづくりということでも考えてございます。そういった形の中で、今もプロジェクトAもBもCもということで取り組んでいただいておるのが現状でございます。

じゃ、この国のほうで事業が不採択になったということだったらばどうなるのということでありますが、まずもって、またここで、それこそ老若男女が集うところでございます。そういった形でいえば、やはり最低限の安全面の確保というんですか、その辺を今回でございますが、していくという方向でございます。

今、議員がおっしゃるとおり、じゃ、町のほうの予算ももっと使ってやれよというのも 一つだと私も思うんですけれども、やはり財政の関係もございます。そういった形も考え ながら、今回でございますが、まずもって、不採択であった部分に関しまして、町のほう で最低的な、また、安心安全なという形の中で今回は考えておる次第でございます。 以上です。

〇議長(高野正君) 2番、谷議員。

〇2番(谷重幸君) 谷口議員と同じような意味合いにもなるかもわかりませんけれども、ちょっとこの間、全協の場でも少し言ったことでもあるんですが、そもそもやっぱり地方 創生事業というよりかは、吉原運動公園の再整備というか、そういった目線が強かったと思います。そういったことを地方創生事業にのせてというのが本音のところであると思います。

今、谷口議員も言われましたけれども、今後のことについてであります。実質、国のほうで今回は不採択されたと。国のほうから言わしゃ、そんなもの自分のところでしなさいと言われたようなところでもあると思うんです。それで今回、減額ではあるものの、実質的な持ち出しは少しふやして、戻り部分であるということでありますけれども、そんなんも信用もしておりません。

要は町長の腹次第というか、地方創生事業を進めるというよりかは、やっぱり当初の思いにあった運動公園を、もう一回ちょっとちゃんとするんやと。例えば、今回遊具を撤去して、これで終わりですとなられても、そもそもの運動公園に、例えば家族さんが遊びに来たり、子どもが遊具で遊んでいたりとか、そういったところというのがこれでちょっと欠けてくると思うんです、実際のところ。小さい遊具とか、そんなんはちょろっと置いていますけれども。

そういったところについて、ほんま町長の腹次第やと私は思っております。地方創生事業を進めるという意味でもあるんですが、運動公園をもう一度再整備という目線は、私は、絶対忘れてはいけないところだと思っております。そのあたりの考えについて、町長にお聞きしたいと思います。

〇議長(高野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 副議長にお答えいたします。

思いは同感でございます。本当に、吉原公園ということの中で、たしか5月だったかと 思うんですけれども、事業者の皆さん方があそこで仮々オープンというたらおかしいです けれども、少し食材というか食料というような形でオープンをしていただいた記憶もござ います。私自身もアンテナショップへ行って、その足で行かせてもらった記憶があるんで すけれども、そのときも本当に子どもさんたちとか、また、近くのお年寄りの方も、老人 車というんですか、ついていらっしゃっていた記憶もございます。

ただ、現実でいえば、副議長、谷議員おっしゃるとおり、本当に今だったら通路というんですか、園庭というんですか、そこもフラットではないんで、老人車もどこかへ置いてせんとあかんような状況でございます。

気持ちは同じでございますが、ただ、まずもってその辺の、限られた予算の中で一度 やってみたい。ただ、本当にそれとともに、私自身いろんな形でお話をお聞きする中で言 うたらば、明るくなったと、林のほうの治山事業も入ってございます。

それと、遊具云々もそうなんですけれども、私自身の考えといたしましたらば、遊具もばかでかいというか、そういった今は方向ではなくて、やはり限られたとか、また、危険度の少ない遊具で、それプラスアルファで健康も含めた中の遊具とかそういった形。

それと、今後そうなんですけれども、もう少し雑木を切った後の切り株等もまだ残っているような状況なんで、まだまだその辺でいったらば、老若男女が集うような形にもなっていないケースもございますので、今後はそういったところも、安心安全といった形の中でいえば取り組んでまいりたいなと、このように思っております。

以上です。

- 〇議長(髙野正君) 2番、谷議員。
- ○2番(谷重幸君) 次に確認の意味で、ちょっと最後に。

いわゆるソフト事業分が今あると思うんですが、それでどこまで対応できるのかというか、協議会のほうで、例えばドッグランのフェンスであったりとか、いろんな案も出てい

るかと思うんですが、そういったお金というのはソフトのお金で対応できるのかどうかというのは、ちょっと確認しておきたい。

- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** 谷議員にお答えします。

今、例えば、ドッグランのフェンスであったりというのは簡易的なものと考えておりますので、そういうソフト事業、イベントに関する簡易的なものであれば、十分ソフト事業で対応できると考えております。

- 〇議長(高野正君) 10番、中西議員。
- ○10番(中西満寿美君) 18ページの在宅育児支援事業費についてお伺いします。

知事は、これは町が何にもせんでも、とにかく県としてはやるんやということを強調されていたように思うんですけれども、町はこの15千円にプラスはしないんでしょうかということです。

地方紙で見ますと、印南町は県の15千円に町が15千円をプラスして30千円を支給するという記事を読みました。美浜町はそういうことはしなくても、県は、とにかく町が何もしなくても県はやるんだということですから、これは15千円ということでございましょうかということと、それから、あと一つ確認ですが、3,600千以下の第2子の保育料の無料化、これは、知事がやると言うたんで、先ほどのご答弁でもやるということですが、これはちょっとわかりにくいですね。こども園だけではないですので。こじか園にもいてると思いますし、町外の保育園にもいてると思いますが、これはなかなか予算化というのは難しいとは思うんですけれども、確実に3,600千以下の家庭の第2子の保育料の無料化はやると、このように理解してよろしいんでしょうか。

- 〇議長(高野正君) 住民課長。
- **〇住民課長(中西幸生君)** 中西議員の質問にお答えさせていただきます。

15千円の話なんですけれども、中西議員が3月議会においてご質問があったと思うんですけれども、そのときに、町としましては出生祝い金の制度をやっておりますので、それとともに支給する考えで、新たに15千円何かを足すかという考えはありません。

それで、所得制限はあるんですけれども、第2子については出生祝い金の対象にもなりませんが、現在ちょっと調べた中では、先ほどの質問の中で、ひまわりこども園の子どもさんが、第2子についても保育料が無料かということもあるんですけれども、大体、15千円以内の保育料で無料化になっていますので、ゼロ歳児の在宅育児されている方については、それ以上の手厚いお金はいいのかなとしまして、15千円ということで考えて、今回上げております。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** 15千円というのは、保育料の上限が15千円と。それを超 えた分は自己負担ということですか、無料ではないと。その15千円という今の説明が

ちょっとわかりにくかったので、保育料の話の中で言われたんで、15千円という金額を。 ちょっとそこをもう少しお願いします。

〇議長(高野正君) 住民課長。

〇住民課長(中西幸生君) 今の15千円というのは、あくまでも在宅育児支援制度への15千円であって、第2子の方が、ひまわりこども園ですけれども、無料化になっております。その方が実際、15千円以上の保育料が対象になっていない状態なので、保育料自体が大体、ちょっと調べたら9千幾らぐらいが無料化になっていますので、在宅でおる方について、15千円以上の費用は必要ないのかなという形で、今回、在宅育児費用の上限額は15千円の県のままでいっています。

以上です。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

〇9番(田渕勝平君) 26ページのコンピューター保守料というものについて、ちょっとご質問させてもらいます。

これまで過去において、コンピューター保守管理料というので、平成24年、平成25年、当初予算で出ているんです。2年余りで20,000千円ほど。ここは、こういう保守というのは最初からわかっているんで、何で当初予算なりに、今、補正で出てきたんかという理由をひとつ、そこのところをまず聞きたいというのと、それから、保守管理料とシステム保守料というのはどんなに違うんだと、これは言葉のあやというか、前はそうだったという記録がないんでこうしたと言うたら、もうそれまでなんですけれども。

それで、これは債務負担行為にもなっているんで、来年もあるということなんですけれども、結局、平成24年、25年に保守管理料と言うたようなことと同じようなことを定期的にするんかなという疑問も湧いてくるんで、そこら辺、要するに内容がどんなものという話。

それと、いま一つ、これは全体について聞きたいんですけれども、コンピューターシステム云々という、保守点検料では結構予算化してくるんで、これは何か国とか、そういう補助金、結局、地方自治体においてコンピューターの維持管理についてはお金が要ってくると。そやから、教育関係のほうからこういう補助金というのか、そういうようなものでは全くなしに、町独自で今後もやっていかないかんものかというのを、そこら辺についての意見も、ちょっと言えたらお伺いしたいんです。お願いします。

〇議長(高野正君) 教育課長。

〇教育課長(太田康之君) お答えします。

まず、今回の補正、当初でというようなことであったと思うんですが、今まで契約していた機種が、この8月で5年リースが満了という形になります。それで、本来であれば新たにまた5年間リースというような形で、また再契約というような形になるんですが、今回、前課長と財政当局との話の中で、もう一年今使っている、5年間リース満了したやつを使えないかということで、それを継続した形となっています。それが来年の8月、だか

ら、債務負担行為も来年の8月まで組んでいるというような状況になっております。

その後の日程というのは、その後は今度、その機種がメーカーのほうからも再々リースは難しいと言われておりますので、次は新規のリースというような形で予算計上に、この6月の補正の時期に、また計上していくというような形になろうかと思います。

それと、補助金の関係ですけれども、これは全くございません。 以上でございます。

- ○9番(田渕勝平君) ここに管理料と書いてあるのは同じことやな。
- **〇教育課長(太田康之君)** ああ、すみません。保守管理という中で、今回も、実際は言葉のあやみたいなもので、ほぼ同じです。保守料とリース料と分かれて取る場合もありますし、一括して取っていたというような経緯もあるということです。

以上です。すみません。

- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は、挙手によって行います。 本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〇議員 (挙手多数)
- 〇議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第6号 平成30年度美浜町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は午後1時30分です。

午前十一時三十五分休憩

午後一時三〇分再開

○議長(高野正君) 再開します。

日程第10 議案第7号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第7号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第1号)につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ450千円を追加し、補正後の歳 入歳出予算の総額を75,906千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金は、450千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

施設管理費450千円の追加でございますが、4月の人事異動による人件費の追加でご

ざいます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- 〇議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第7号 平成30年度美浜町農業 集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第8号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,581千円を減額し、補正 後の歳入歳出予算の総額を1億70,777千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金は6,581千円の減額でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

一般管理費6,581千円の減額でございますが、4月の人事異動による人件費の減額でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。 9番、田渕議員。
- **○9番(田渕勝平君)** この公共下水道という、一般給与2人分、当初予算で7,958 千円、その中から3,390千円というのは、ちょっと普通に考えたら、7,900千とか3,300千引いて2人やっていけるんかなというような、そんなふっとした疑問を覚えるんですけれども、その点はいかがですか。
- 〇議長(髙野正君) 総務政策課長。
- 〇総務政策課長(野田佳秀君) お答えいたします。

当初予算で2名の予算計上をしてございました。そのうちの1名が産業建設課と兼務となりました。その職員については、一般会計のほうで予算計上をしたことによる減額と、それと、課長の人事異動による減額もございます。また、1名の課長補佐、主幹から課長

への昇格というのもございます。

以上でございます。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) そこでよくわかりました。

ただ、公共下水の工事も終わってしもたんでというんか、余裕が出てきたんで、産業課と兼務ということになったんかなというような気もあるんですけれども、これで公共下水のほうは兼務になったさかいというて、仕事に差し支えないというか、十分これでやっていけるよというような認識でよろしいでしょうか。

- 〇議長(髙野正君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(野田佳秀君) 兼務になった関係なんですけれども、その1名についてですが、一般会計のほうで予算計上をしておりました、育休の代替職員の臨時職員を採用してございます。その職員に公共下水道のほうの事務に従事していただいているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(高野正君) ありませんね。
- ○議員 「ありません」
- O議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。ありませんね。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (举手多数)
- 〇議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第8号 平成30年度美浜町公共 下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第9号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算 (第1号) につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,472千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億23,656千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金は5,472千円の減額でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

一般管理費5,472千円の減額でございますが、4月の人事異動による人件費の減額

でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** ちょっと意地の悪い質問をするつもりはございませんけれども、新しい、いただきましたこの計画、いつも指摘しますように、うちとこの執行部の方法は、ここに同じ図面、どこかでよく似た図面がございます。いわゆるPDCAサイクルを回すというんです。

当然、PDCAサイクルを回すという時点では、今の時点でどういう計画を行うという 予定、プランがあるはずです。ちょっとことしのプランを聞かせてください。

- 〇議長(高野正君) 福祉保険課長。
- 〇福祉保険課長(中村幸嗣君) お答えします。

ことしのプランという意味では、今年度の、新年度当初の予算にある事業をするということで、継続事業が主なものとなってございます。特に前年度に比べまして廃止する事業等ありませんので、前年同様の事業を継続してやっていくということが主なものとなってございます。

以上です。

- 〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。
- **○9番(田渕勝平君)** 実際問題、ここの私が示した図面の下に、自立支援、重度化予防に向け地域マネジメントを実施、PDCAサイクルの中に一つ、地域の実態把握、課題分析、あれ5つまでございますよね。ちゃんとプランをここに書いてあるんです。それも知った上でです。

ほんで、ずっと一通りこの計画を読んでみた。しかし、本当に今、課長が言われたように、当初から町長がくどい話しやる施政方針、また長期総合計画、ほかの計画も含めてPDCAサイクル、PDCAサイクルと言うているのに、今、課長が言うている、ここの中に書いているような、ずっと中を読んで、こんなものはプランとして本当にカウントしてくれるんかなと。

要するに、会社でこういう読み上げた5つぐらいの大きな、大まかなプランを言って、掲げて、この中にある文章をずっと見たら、こんなもの、普通の会社だったらPDCAサイクルいうたら、プランとして絶対と言うてもええほど通用せんようなもの。それで今、課長に言うたら、この下に、ここに書いてあることも実際問題危うい答弁しか出てこないでしょう。以前と変わっていないんで、今の話を継続していきますと。そうじゃないでしょう。

結局、むしろ、ごめんなさいね。意地悪を言うんじゃない、課長を責めるというんじゃなしに、町長にきちんとここら辺、施政方針でPDCAサイクルを回して検証していきますと言うんだったら、全体の各どの課にしても、ことしのプランというのはきちんと箇条書きにしたものがあるはずなんや。なけりゃいかんの。そうでないとこんなもの回らんの

です。

ここら辺も、最初のうち一般質問で、それは新しい評価というものは、今まで取り組んでいないんで、一遍急なこと言うても、わけのわからんこと言うているなと思われるんで、課長がそれこそ決算でやらんだらチェックできんねんと、そんなもの絶対通用せんねんけれども、言わんとずっと気長うやっていた。しかし、もう3月や、いいかげんこんなん話にならんかと、いつまでも一議員が言うていたさかいと、いいかげんにわかりゃええのになという腹立たしさもあって、そう言うてしもたんです。

しかし、やっぱり一般質問で言うても無理やさかいせんと言うても、この6月も含め、これを見てみたら、やっぱりPDCAサイクルというものに対する認識がないなと思うんで、せっかく無駄があるんだったら、町長、ここら辺、もう細かいことができてあるかできていないかで、それが目的じゃないんで言いませんけれども、せっかくつくって、その本の中に書いてあると言うんだったら、一回、一新しませんか。よそから見て、やっぱりここの町はPDCAサイクルを回して、行政評価を行いながら進んでいきやるんやなとわかるようにしませんか。今はうとてるだけ。意地悪言うんじゃないですけれども。それで、何かやっているように聞こえるだけ。

実際そうよ。専門家というたらおかしいけれども、僕らは知識ありませんよ、いろんなことからいうたら。でも、そんな何にもわからん素人が見ても、何ぞ難しい名前を言うたら、そんでみんなは納得してくれるやろうと思て並べているだけにしか見えませんので、そこら辺、町長、ご意見を一言お願いします。

- 〇議長(高野正君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 田渕議員にお答えいたします。

これは、答弁になっているかどうか少しわからないですけれども、先ほども担当課長の、 ご説明というか、ご答弁させていただいたのは、そんな大きく変わっていないですよとい う形のご答弁であったかと思います。

ただし、PDCAということでございますが、やはりいろんな形で検証した中で、昨年度がよかったんで、今後もまたやっていくというような形で私は認識してございます。あくまでも、議案の中でございますが、田渕議員のおっしゃることも本当に心に入れまして、今後とも取り組んでまいりたいなと、このように思ってございます。いろんな形でありがとうございます。

- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は、挙手によって行います。 本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〇議員 (挙手多数)

〇議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第9号 平成30年度美浜町介護 保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

〇上下水道課長(大江裕君) 議案第10号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算 (第1号) について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

6ページ、7ページ、収益的収入及び支出の見積基礎の収入についてご説明いたします。 営業外収益の雑収益438千円の増額でございます。これについては、一般会計から県 営農業基盤整備促進事業の負担金分として出資していただくものでございます。

収益的収入の補正額は438千円の増額で、事業収益合計は1億40,452千円となってございます。

次に、8ページ、9ページ、収益的収入及び支出の見積基礎の支出についてご説明いた します。

営業費用4,457千円の減額は、原水及び浄水費438千円の増額と、総係費4,895 千円の減額でございます。

これらについては、県営農業基盤整備促進事業で実施されている若野頭首工改修工事による負担金の追加と、職員の人事異動による給料、手当、法定福利費の減額でございます。 収益的支出の補正額は4,457千円の減額で、事業費用合計は1億30,756千円 となってございます。

また、1ページの第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として4,895千円を減額し、21,563千円と定めてございます。

最後に、10ページは、補正後の予定キャッシュフロー計算書で、資金期末残高は1億87,364千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。ありませんか。
- **〇議員** 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- O議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第10号 平成30年度美浜町水

道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。ありませんか。

- ○議員 「ありません」
- **〇議長(高野正君)** これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、は、議案第11号 監査委員の選任に ついては同意することに決定しました。

日程第15 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(高野正君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

____·___

午後一時五〇分休憩

午後一時五十一分再開

〇議長(高野正君) 再開します。

お諮りします。

ただいま議員提案として2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- **○議長(高野正君)** 異議なしと認めます。したがって、2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)についてを日程に追加し、追加日程第16として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第16 2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)についてを議題とし

ます。

本件、事務局長が朗読します。

〇事務局長(井田時夫君) 発議第1号

平成30年6月15日

美浜町議会議長 髙野 正様

提出者 議会議員 碓井啓介、賛成者 議会議員 谷口 徹、賛成者 議会議員 谷 重幸、賛成者 議会議員 北村龍二、賛成者 議会議員 田渕勝平。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関 西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、 大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会とな り、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、和歌山県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、県内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、美浜町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取組みを国、地元大阪府市、経済界とともに 積極的に推進していく。以上、決議する。

平成 年 月 日 美浜町議会以上です。

- **〇議長(高野正君)** 本件について、提出者の提案理由説明を求めます。碓井委員長。
- **○3番(碓井啓介君)** 2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)について、提案 理由を申し上げます。

2025年日本万国博覧会誘致委員会では、国などとともに2025年の大阪・関西への誘致を目指しています。

我々、美浜町議会としても、この国家プロジェクトの開催実現に向け、各団体と一体となり、積極的に推進いたしたく、本決議(案)を提出したところであります。

皆さんのご賛同をいただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。10番、中西議員。
- **〇10番(中西満寿美君)** 2点質問をします。

今回、万国博覧会というのは、昨日の新聞で読みますと、13日にパリ博覧会国際事務局の総会が行われまして、そこで開催国が3つあって、そこの中で、最終プレゼンテーションでノーベル賞を受賞した山中伸弥教授がこの支持を呼びかけた。

「いのち輝く未来社会のデザイン」ということで、非常にええように思うんですけれど

も、1つは、この万国博覧会というのは、統合型リゾート、IR、いわゆるカジノの建設と一緒になっている。このことについて総務常任委員会でどのような議論がされたんかということ。

2つ目は、会場の予定地が人工島の夢洲となっております。 30年以内に起こると予想されている南海トラフの巨大地震のことを考えたら、例えば液状化、そして津波、こういうことをどういうふうに考えられたんか。

以上、2点質問をします。

- 〇議長(高野正君) 碓井委員長。
- **○3番(碓井啓介君)** まことに申しわけないですけれども、先日、委員会でこの資料をもとにこの件に関して皆さんに諮った結果、意見もなく、審議もなく、全会一致という形で採択されましたので、それ以上でもそれ以下でもないということで、よろしくお願いしたい。
- ○議長(高野正君) いいですね。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。10番、中西議員。
- ○10番(中西満寿美君) 余り質疑がされなんだとかいうことですけれども、まず1点目の質問に挙げましたカジノ、これは今、今国会でカジノ実施法案というのを強行にやろうとしておりますが、ちょっと長なって悪いんですけれども、私は、マカオが中国に返還される前に旅行に行ったことがあります。そこでカジノへ、マカオはカジノが有名ですので、行ったことがあるんですが、そこで行く前に注意されたことは何だったかと言いますと、パスポートは非常に高い担保になってぎょうさん貸してくれるけれども、絶対にパスポートを抵当に入れて借金をしてはいけません、パスポートを取り返せんと自殺した人もありますので、気をつけてくださいという注意を受けたんです。

何を言いたいかといいますと、パスポートがなかったら帰れませんね。そんなものまで 担保に入れて借金をする、それほどにのめり込む魅力がカジノにあるわけですので、そう いうことを、今でも依存症がたくさん、500万人とも言われている依存症の問題、依存 症対策もつくると言うていますけれども、非常に魅力のあるもので大変怖いものではない かなと。

そういうものが近くにできたら、最初は外国人の旅行者を相手にするということでしたけれども、この前の知事の行政報告では、外国人だけではなしに日本人も入れるんやというお話でしたので、やはり日本人の中、外国人だったら構わんということはないですけれども、非常に短い時間に依存症になって、不幸になっていく。そんな不幸になっていく人のお金で経済の発展というのはどうかなということ。

それから、2つ目は、先ほどもちょっと言いましたが、夢洲という人工島、津波とか、例えば、2025年、もしその会期中に起こったら、私はEXPO'70を見に行ったんですけれども、大変な人です。そんな大変な人が集まったときに、起こらんことを祈りますけれども、起こったときの防災対策とか、そういうふうなことが十分考えられているん

かなと、この2つの心配が解消できませんので、全会一致でやりたいかと思いますけれど も、この決議には私は反対します。

- ○議長(高野正君) 次に、賛成討論ありませんか。8番、谷口議員。
- ○8番(谷口徹君) 私は賛成の立場で討論させていただきます。

今、先ほど反対討論の中で、液状化云々をおっしゃられていましたけれども、今の現在の日本の土木技術であれば、そういったことも多分問題なくきちっとしたものを建設してくださると信じております。

それと、あと、関西は今かなり、やっぱりどうしても東京圏に負けているというのがあります。そんな中で、今度2020年に東京オリンピックが来て、今度大阪に2025年に国際万博、これで関西が盛り上がる、そして当然、関西にいてるこの和歌山県美浜町も同じように相乗効果で豊かになっていくものと私は信じておりますので、先日の委員会におきましても何ら異論を挟むことなく賛成させていただきました。どうぞ皆さん、先ほどの委員長のご報告どおり賛成してください。よろしくお願いいたします。

〇議長(高野正君) ありませんか。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、2025年国際博覧会の誘致に関する 決議(案)については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

___·__

午後二時〇二分休憩

午後二時〇三分再開

〇議長(高野正君) 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(高野正君) 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び 調査についてを日程に追加し、追加日程第17として議題にすることに決定しました。

追加日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75 条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し 出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませ

んか。

○議員 「異議なし」

○議長(高野正君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、 閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午後二時○四分閉会

お疲れさまでした。